

調理技術教育学会誌編集要領

制 定 平成31年3月5日

一部改正 令和2年3月2日

1 目的

この編集要領は、調理技術教育学会(以下「本学会」という。)が、調理技術等の理論並びに実践の発展と普及、養成教育の水準の向上等に寄与するため、調理に関する技術及び科学、調理師養成教育の指導方法等を中心としたさまざまな調査・研究を発表できる媒体となるような学会誌を編集する際に必要な事項を定めることを目的とする。

2 名称

名称は、『調理技術教育学会誌』(以下「本学会誌」という。)とする。

3 読者対象

読者対象は、本学会員並びに調理に関する技術及び科学、調理師養成教育に興味を持つ者とする。

4 編集の基本方針

- ① 調理に関する技術及び科学、調理師養成教育の指導方法等を通じて、調理技術の発達、調理師養成教育の水準の向上等に寄与するものとする。
- ② 本学会員の論文(研究)発表の場となるとともに、読者相互の研鑽、交流、情報交換の場となるものとする。
- ③ 本学会誌の発行により、本学会が学術的な実績を残せるような内容を目指す。
- ④ 本学会誌には、投稿された論文内容のほか、毎年開催される本学会学術大会での各種内容(特別講演、パネルディスカッション、口頭発表、ポスター発表等)も併せて掲載する。

5 編集体制・方法

(1) 編集委員会の設置

本学会誌の編集に当たるため、本学会に本学会誌編集委員会(以下「編集委員会」という。)を設置する。

(2) 編集委員会の構成

編集委員は、本学会運営部会部会員が兼ねるものとする。

(3) 編集委員の任期

編集委員の任期は、本学会運営部会部会員の任期に準ずる。

(4) 編集委員会の業務

編集委員会は、投稿された論文(研究)を受領、査読後、その結果を投稿者に報告し、採用となったものを編集して本学会誌に掲載する。

6 査読及び採択基準

(1) 査読に当たっては、以下の基準で審査する。

- ① 調査・研究の目的が明確か。
- ② 学術大会実施要綱に規定するテーマに沿っているか。
- ③ 内容が簡潔で、無駄な表現をしていないか。
- ④ 論理の展開(起承転結)が適切か。

(2) 次の事項に該当する場合は、原則として不採択とする。

- ① プライバシーの保護に配慮されていない。
- ② 他者を誹謗中傷する内容。
- ③ 製品及びそのPR、企業及び団体等の広報等、営利目的が著しい。
- ④ 結果が未記載で、発表時に結果の収集を行う内容。

(3) 一度提出された原稿は、編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。

(4) 編集委員会は、採択審査の結果を投稿者に通知する。その際、必要に応じて投稿原稿について修正を求めることができるものとする。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに修正を行い、再提出する。その場合は、本文中の修正箇所に下線を引いて明示する。

(5) 論文の盗用など、重大な過ちが判明したときは、編集委員会及び本学会運営部会の議決を経て、処分を決定する。

7 著作権

本学会誌に掲載された著作物の複製権、上映権、公衆送信権、翻訳・二次的著作物利用権、譲渡権などは、本学会に譲渡されたものとする。

掲載決定時には、「著作権譲渡同意書」(別紙)を提出すること。

掲載決定後、著作物の引用(ホームページ・製品パッケージ・パンフレット・チラシ等への使用を含む)を希望する場合は、事前に本学会に申し出を行い、引用に関する許諾を得なければならない。

8 発行

発行は、本学会とし、年1回以上行うこととする。

9 造本仕様

造本仕様及び仕様等は、次のとおりとする。

判型：A4判

製本：並製本

刷色：表 紙；4色

本 文；1色

用紙：表 紙；未定

本 文；未定

10 部数・価格

部数と価格については、次のとおりとする。

部数 未定

価格 未定(学会員は無料)

11 データによる公表

本学会誌は、データによる公表は行わない。

12 その他

(1) この要領に定めのない事項については、編集委員会の協議を経て、本学会運営部会において別に定める。

(2) この要領を変更又は削除する場合は、本学会運営部会で協議、決定する。